

岩手県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成27年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社 J Aふるさと介護サービス	奥州市水沢区東大通り一丁目8番17号	J A岩手ふるさと指定居宅介護支援事業所	株式会社 J Aふるさと介護サービス指定居宅介護支援事業所	奥州市水沢区東大通り一丁目8番17号	平成17年4月1日